

開成町監査委員告示第9号

令和4年6月29日から令和4年8月4日までの間に実施した定期監査の報告に対し、開成町教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年10月28日

開成町監査委員 田中 章
同 下山 千津子

開成町代表監査委員 様

開成町教育委員会教育長 井上 義文

定期監査における指摘事項について（報告）

令和4年6月29日から令和4年8月4日に実施された定期監査の指摘事項について、次のとおり報告します。

1 定期監査実施日

令和4年6月29日から令和4年8月4日まで（8日間）

2 指摘事項

支出事務に関すること

教育振興費の支出事務のうち、生徒のスポーツ大会等への派遣費補助は、「開成町補助金等交付規則」に基づき、中学校長から町長へ補助金を申請し、町長が補助金を交付する方法で執行されていた。

補助金等とは当該規則で、「町以外の者又は団体に対して交付する補助金、助成金、交付金」とされていることから、町長から校長に対して補助金等を交付することに合理性は認められない。

今後は校長が支出負担行為及び支出命令権者とする会計処理をするよう改善を図られたい。

なお、同様の事例が、野外教育費補助及び野外教育活動費補助にも見られたので、併せて改善を図られたい。

3 指摘事項に対する見解、是正・改善等の内容

令和5年度当初予算編成における各小・中学校予算の教育振興費については、御指摘にあるような町長から校長に対して補助金等を交付する形式は改め、教員を対象としたものについては、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金等当該支出の事業内容、対象を精査したうえで適切な予算科目において措置する。

一方、児童、生徒等を対象としたものについては、直接個人、家庭への補助金支出又は、PTA団体等を通じた補助金支出によりこれまで通りの財政的支援を行っていきたいと考えている。